

議案第 87 号

指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例

指定管理者が管理する長野市営運動場条例（平成17年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表備考1中「主体育館、補助体育館」を「メインアリーナ、サブアリーナ」に、「及び卓球場」を「、体操場及び多目的室」に改める。

第8条第2項中「うち、」の次に「長野運動公園総合運動場総合体育館及び」を加え、「、別表第1」を「別表第1に、長野運動公園総合運動場総合体育館（全部を利用する場合（興行等の営利を目的として利用する場合で、市長が別に定める基準によって利用する場合を除く。次項において同じ。）を除く。）に係る利用料金は別表第2の1」に改め、同条第3項中「うち、」の次に「長野運動公園総合運動場総合体育館（全部を利用する場合に限る。）に係る利用料金は別表第2の1に掲げる額を上限として、」を加え、「、別表第2」を「別表第2の2」に改め、同条第5項中「利用料金を」の次に「長野運動公園総合運動場総合体育館及び」を加える。

別表第1の4を次のように改める。

4 南長野運動公園総合運動場体育館

区分			8時30分～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	21時～23時30分	8時30分～17時
全部を利用する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	円 2,700	円 2,250	円 2,250	円 2,250	円 3,750	円 3,750	円 4,500	円 9,150
		入場料等を徴収する場合又は市民以外の者が利用する場合	5,090	4,370	4,370	4,370	6,620	6,620	8,250	17,600
	上記以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	10,100	8,550	8,550	8,550	15,200	15,200	19,300	34,200
		入場料等を徴収する場合	25,400	20,300	20,300	20,300	36,800	36,800	46,000	83,700

		収める 場合							
一 部 を 利 用 す る 場 合	専用する場 合	その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1であるときの利用料金の額は、全部を利用する場合の項に定める利用料金の額のそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。							
	専用しない 場合	一般	1回券	円	1回の利用は、2時間を単位とし、2時間未満の端数があるときは、これを2時間とする。 回数券は、長野運動公園総合運動場総合体育館及び真島総合スポーツアリーナと共通で利用できるものとする。				
			回数券（11回券）	3,000					
		高校生及びシルバー	1回券	150					
			回数券（11回券）	1,500					
		小・中学生	1回券	70					
			回数券（11回券）	700					
体育館マシンジ ム	1人1回につき	一般			500円				
		高校生及びシルバー			300円				
屋内プール及び 体育館マシンジ ム共通券	1人1回につき	一般			1,370円				
		高校生及びシルバー			1,060円				
	個人月間利用券	一般			5,400円				
		高校生及びシルバー			4,200円				
会議室			午前・午後・夜間（21時～23時30分の時間区分を含む。以下この表の4において同じ。）ごと1室300円						

（設備、備品）

区分	単位	利用料金
		円
バスケットボール用器具	1組1回	310
バレーボール用器具	1組1回	200
テニス用器具	1組1回	200
バドミントン用器具	1組1回	100
卓球用器具	1組1回	100
ハンドボール用器具	1組1回	200
フットサル用器具	1組1回	200
電光得点表示器（バスケット用）	1組1回	1,100
得点表示器	1組1回	100
放送設備	一式1回	1,250

冷暖房設備 体育館	1 時間	5,000
冷暖房設備 会議室	午前・午後・夜間ごと 1 室	1,040
「1 回」とは、それぞれの設備、備品に直接関係ある運動場の利用の期間内で、翌日にわたらない時間内をいう。		

別表第 1 の 4 の 2 中「別表の 4」を「別表第 1 の 4」に改める。

別表第 2 の 1 を同表の 2 とし、同表に 1 として次のように加える。

1 長野運動公園総合運動場総合体育館

区分				8 時 30 分 ～11 時	11 時～13 時	13 時～15 時	15 時～17 時	17 時～19 時	19 時～21 時	8 時 30 分 ～17 時
全 部 を 利 用 す る 場 合	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ	入場料等を徴収しない場合	メインアリーナ	円 10,800	円 9,000	円 9,000	円 9,000	円 14,400	円 14,400	円 36,000
			サブアリーナ	6,120	5,100	5,100	5,100	8,160	8,160	20,400
			柔道場	4,320	3,600	3,600	3,600	5,760	5,760	14,400
			剣道場							
			体操場							
			多目的室	2,340	1,950	1,950	1,950	3,120	3,120	7,800
	レ ク リ エ ー シ ョ ン	入場料等を徴収する場合又は市民以外の者が利用する場合	メインアリーナ	27,000	22,500	22,500	22,500	36,000	36,000	90,000
			サブアリーナ	15,300	12,750	12,750	12,750	20,400	20,400	51,000
			柔道場	10,800	9,000	9,000	9,000	14,400	14,400	36,000
			剣道場							
			体操場							
			多目的室	5,850	4,880	4,880	4,880	7,800	7,800	19,500
	上 記 以 外 に	入場料等を徴収しない	メインアリーナ	43,200	36,000	36,000	36,000	57,600	57,600	144,000
			サブアリーナ	24,480	20,400	20,400	20,400	32,640	32,640	81,600
			柔道場	17,280	14,400	14,400	14,400	23,040	23,040	57,600

利用 する 場合	場合	剣道場								
		体操場								
		多目的室		9,360	7,800	7,800	7,800	12,480	12,480	31,200
	入場料等を徴収する場合	興行等の営利を目的として利用する場合で、市長が別に定める基準によって利用する場合以外の場合	メインアリーナ	129,600	108,000	108,000	108,000	172,800	172,800	432,000
			サブアリーナ	73,440	61,200	61,200	61,200	97,920	97,920	244,800
		柔道場	柔道場	51,840	43,200	43,200	43,200	69,120	69,120	172,800
			剣道場							
			体操場							
		多目的室	28,080	23,400	23,400	23,400	37,440	37,440	93,600	
		興行等の営利を目的として利用する場合で、市長が別に定	メインアリーナ	入場料等の総額に 100分の 5 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、その額が10万 8,000円に満たないときは、10万 8,000円とする。						

			める 基準 に よっ て利 用す る場 合		
一 部 を 利 用 す る 場 合	専用する場合	その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1であるときの 利用料金の額は、全部を利用する場合の項の区分に応じて指定管 理者が定めた利用料金の額のそれぞれ2分の1、3分の1又は4 分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り 上げた額）とする。			
	専用しない場合	一般	1 回券	円 300	1 回の利用は、 2 時間を単位と し、2 時間未満の 端数があるとき は、これを2 時間 とする。 回数券は、南長 野運動公園総合運 動場体育館及び真 島総合スポーツア リーナと共通で利 用できるものとす る。
			回数券（11回券）	3,000	
		高 校 生 及 び シ ル バ ー	1 回券	150	
			回数券（11回券）	1,500	
		小・中学生	1 回券	70	
			回数券（11回券）	700	
	会議室		午前・午後・夜間ごと 1 室 300円		

（設備、備品）

区分		単位	利用料金
照明設備			円
	照明セットA	1時間	700
	照明セットB	1時間	560
	照明セットC	1時間	350
バスケットボール用器具		1組1回	310
バレーボール用器具		1組1回	200
テニス用器具		1組1回	200
バドミントン用器具		1組1回	100
卓球用器具		1組1回	100
ハンドボール用器具		1組1回	200

フットサル用器具		1組1回	200
体操用器具	体操場の全部を利用する場合	1種目につき一式1回	200
	上記以外の場合	一式1回	100
電光得点表示器（バスケット用）		1組1回	1,100
得点表示器		1組1回	100
放送設備		一式1回	1,250
冷暖房設備	メインアリーナ観客席	1時間	2,400
冷暖房設備	サブアリーナ観客席	1時間	700
冷暖房設備	柔道場	1時間	400
冷暖房設備	剣道場	1時間	300
冷暖房設備	体操場	1時間	700
冷暖房設備	多目的室	1時間	300
冷暖房設備	会議室	午前・午後・夜間ごと1室	1,040
「1回」とは、それぞれの設備、備品に直接関係ある運動場の利用の期間内で、翌日にわたらない時間内をいう。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の指定管理者が管理する長野市営運動場条例の規定は、この条例の施行の日以後の長野市営運動場の利用に係る料金について適用し、同日前の長野市営運動場の利用に係る料金については、なお従前の例による。